©UNICEF/HQ06-2748/Bruno Brioni

ユニセフ 基礎リーフレット

unite for children

unicef

ユニセフ募金口座

郵便振替……00190-5-31000
財団法人日本ユニセフ協会

特定公益増進法人の日本ユニセフ協会への募金は所得税、法人税、相続税の寄付金控除が認められています。

(財)日本ユニセフ協会　道府県支部・友の会・募金事務局

- 北海道支部
  〒063-8501
  札幌市西区発寒11条5-10-1
  コープさっぽろ本部2F
  TEL. 011-671-5717
- 青森県支部
  〒038-0012
  青森市柳川2-4-22
  青森県生協連2F
  TEL. 017-761-6841
- 岩手県支部
  〒020-0180
  岩手郡滝沢村土沢220-3
  いわて生協本部2F
  TEL. 019-687-4460
- 宮城県支部
  〒981-3194
  仙台市泉区八乙女4-2-2
  みやぎ生協ウィズ
  TEL. 022-218-5358
- 福島県支部
  〒960-8106
  福島市宮町3-14
  労金ビル4F
  TEL. 024-522-5566
- 埼玉県支部
  〒336-0018
  さいたま市南区南本町2-10-10
  コーププラザ浦和1F
  TEL. 048-823-3932
- 千葉県支部
  〒264-0029
  千葉市若葉区桜木北2-26-30
  ちばコープ本館1F
  TEL. 043-226-3171
- 神奈川県支部
  〒222-0033
  横浜市港北区新横浜2-6-23
  金子第2ビル3F
  TEL. 045-473-1144
- 奈良県支部
  〒630-8214
  奈良市東向北町21-1
  松山ビル3F
  TEL. 0742-25-3005
- 大阪支部
  〒556-0017
  大阪市浪速区湊町1-4-1
  OCATビル2F
  TEL. 06-6645-5123
- 兵庫県支部
  〒658-0081
  神戸市東灘区田中町5-3-18
  コープこうべ生活文化センター4F
  TEL. 078-435-1605
- 岡山県支部
  〒700-0813
  岡山市石関町2-1
  岡山県総合福祉会館8F
  TEL. 086-227-1889
- 広島県支部
  〒730-0802
  広島市中区本川町2-6-11
  第7ウエノヤビル5F
  TEL. 082-231-8855
- 香川県支部
  〒760-0054
  高松市常磐町2-8-8
  コープかがわコミュニティルーム内
  TEL. 087-835-6810
- 愛媛県支部
  〒790-0952
  松山市朝生田町3-2-27
  コープえひめ南支所2階
  TEL. 050-1435-7616
- 九州本部（福岡県支部）
  〒812-0011
  福岡市博多区博多駅前1-3-6
  西日本シティ銀行本店別館内
  TEL. 092-476-2639
- 佐賀県支部
  〒840-0054
  佐賀市水ヶ江4-2-2
  TEL. 0952-28-2077
- 熊本県支部
  〒860-0807
  熊本市下通1-5-14
  メガネの大宝堂下通店5F
  TEL. 096-326-2154
- 宮崎県支部
  〒880-0014
  宮崎市鶴島2-9-6
  みやざきNPOハウス307号
  TEL. 0985-31-3808
- 石川友の会
  〒921-8162
  金沢市三馬2-39
  TEL. 076-243-0030
- 西濃友の会
  〒503-2305
  岐阜県安八郡神戸町692-1
  谷村方
  TEL. 0584-27-2512
- 三重友の会
  〒510-0242
  鈴鹿市白子本町19-29
  杉谷方
  TEL. 059-386-6881
- 京都綾部友の会
  〒623-0021
  綾部市本町2-14
  あやべハートセンター内
  TEL. 0773-40-2322
- 北九州支部
  〒800-0208
  北九州市小倉南区沼本町2-2-3
  TEL. 093-475-8888
- 久留米友の会
  〒830-0022
  久留米市城南町15-5
  久留米商工会館2F
  TEL. 0942-37-7121
- ユニセフ募金京都事務局
  〒604-0862
  京都市中京区烏丸通夷川上ル
  京都商工会議所6F
  TEL. 075-211-3911

【2009年3月現在】

財団法人日本ユニセフ協会（ユニセフ日本委員会）

〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス
TEL.03-5789-2012 FAX.03-5789-2032

ホームページ **www.unicef.or.jp**

【2009ユニセフ基礎リーフレット】

ユニセフとは

©UNICEF/HQ05-0310/Josh Estey

ユニセフ(UNICEF：国際連合児童基金)は世界の子どもたちの命と健康を守るために活動する国連機関です。第二次世界大戦によって厳しい生活を強いられた子どもたちへの緊急支援を行うため、1946年に創設されました。現在は、子どもの権利を擁護する主要な機関として、戦争で被災した子どもに限らず子どもたちの健やかな成長のため、150以上の国と地域で教育、保健、水と衛生、栄養、保護等の支援活動を行っています。

日本ユニセフ協会とは

(財)日本ユニセフ協会(ユニセフ国内委員会)は世界36カ国にあるユニセフ国内委員会のひとつです。ユニセフとの「協力協定」のもと、日本国内において民間で唯一ユニセフを代表し、募金活動、広報活動、「子どもの権利」の実現を目的としたアドボカシー(政策提言)活動を行っています。これまでに子どもの権利条約及び選択議定書の批准に尽力し、また現在は子どもポルノなどサイバースペース上の子どもの保護の問題などに取り組んでいます。1955年創立。全国19の道府県支部、7の友の会と募金事務局とともに活動しています。

ユニセフの使命

創立50周年を迎えるにあたり1996年に明文化されたユニセフの活動指針です。「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の精神に基づいています。

ユニセフは、子どもの権利を守り、子どもが持って生まれた能力を十分に発揮できる機会を広げるために活動する国際連合の機関です。

ユニセフは、「子どもの権利条約」に基づいて活動し、この条約が広く子どもに対する行動の基盤となるように努力します。

ユニセフは、子どもの生存、保護、発達、参加が、人類の進歩にとって不可欠だと考えています。

ユニセフは、各国の政府などに働きかけ、子ども最優先の原則を実現するように支援します。

ユニセフは、最も困難な状況にある子どもたちが特別な保護を受けられるように努めます。

ユニセフは、緊急事態にすばやく対応して、子どもを守ります。

ユニセフは、中立の機関で、差別なく、最も支援を必要としている子どもを優先的に援助します。

ユニセフは、女性と女の子が男性と平等の権利を得られるように支援します。

ユニセフは、国際社会の平和と調和のある発展を目指します。

(「ユニセフの使命」より抄訳)

これまでのあゆみ

1945年	第二次世界大戦が終わり、国際連合が成立
1946年	第1回国連総会でUNICEF(国連国際児童緊急基金)を創設
1949年	日本の子どもへのユニセフ緊急支援ー学校給食での粉ミルクなどーはじまる
1953年	名称を「国際連合児童基金」と改める 活動を開発途上国の子どもへの長期的な支援へ広げる
1955年	財団法人日本ユニセフ協会設立
1959年	国連総会で「児童の権利宣言」採択
1962年	ユニセフ、初等教育への支援をはじめる
1964年	日本へのユニセフの支援が終わる(15年間の援助総額、当時の金額で約65億円)
1965年	ユニセフ、ノーベル平和賞を受賞
1979年	国連総会が、世界の子どもを考える年として「国際児童年」と定め、ユニセフが中心になってキャンペーンを展開
1983年	ユニセフ「子ども健康革命」を提唱 ユニセフは子どもの生存と健康のための支援事業に重点をおく
1989年	国連総会で「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を採択 ユニセフ、子どもの人権を支援活動の基礎とする
1990年	「子どものための世界サミット」開催 2000年に向けて子どものための目標を決定。 子どもへの予防接種の普及率が80%に到達
1996年	ユニセフ創立50周年。「ユニセフの使命」を発表する
1999年	ユニセフ、子どものライフサイクルー乳幼児期・学齢期・青年期ーに合わせた総合的支援活動を始める
2002年	「国連子ども特別総会」開催。21世紀の新たな子どものための目標を採択。ユニセフ、中期事業計画をスタート
2005年	日本ユニセフ協会創立50周年を迎える
2006年	5歳未満児の死亡数(年間)がはじめて1,000万人を下回る。(最新データでは920万人)

©UNICEF

©UNICEF

©UNICEF

©UNICEF

ユニセフの組織と募金の流れ

ユニセフ国内委員会(36ヵ国)

日本ユニセフ協会は日本の
ユニセフ国内委員会です。
ユニセフの活動を知らせ、募金を集めています。

各国政府

ユニセフ物資供給センター（コペンハーゲン）

世界各地に48時間以内に支援物資を届けます。

ユニセフ本部（ニューヨーク）

開発途上国での活動計画をまとめ、集められた募金の使いみちを決めます。

イノチェンティ研究所(フィレンツェ)

世界の子どもの状況や問題の調査、分析、子どもの権利に関する研究を行っています。

ユニセフ現地事務所

各地で、子どもたちの命を守り、生活をよくするための活動を計画し、実施します。

世界の子どもたちへ

（150以上の国と地域）

©UNICEF/HQ05-1068/Roger LeMoyne

ユニセフの収入と支出

収　入

2007年のユニセフ総収入は30億1,300万米ドルでした。政府・政府間組織の協力が58%、非政府組織・民間の協力が29%、14%がその他の収入です。

■ ユニセフへの民間協力（2007年）

ユニセフ国内委員会　協力額(単位/1,000米ドル)

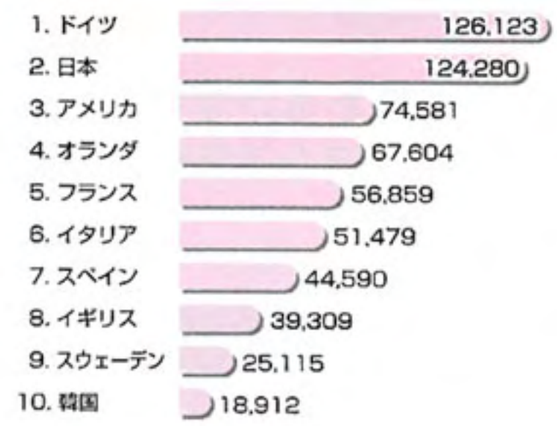

■ ユニセフへの政府協力（2007年）

政　府　　協力額(単位/1,000米ドル)

支　出

2007年、プログラムのための支出総額は25億1,700万米ドルでした。
皆様から寄せられた募金は、支援を必要としている以下の地域と活動分野に活用させていただいています。

■ ユニセフ中期事業計画重点分野別プログラム支出割合（2007年）

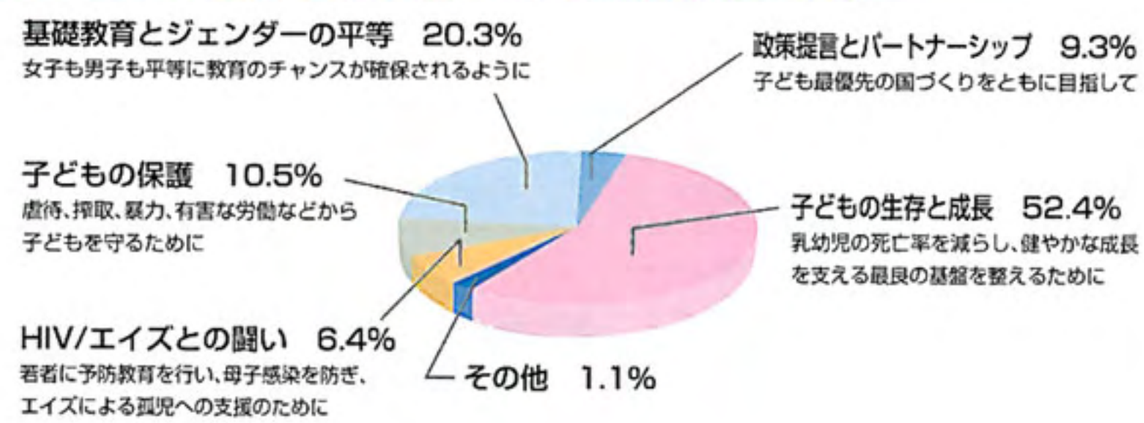

■ 地域別プログラム支出割合（2007年）

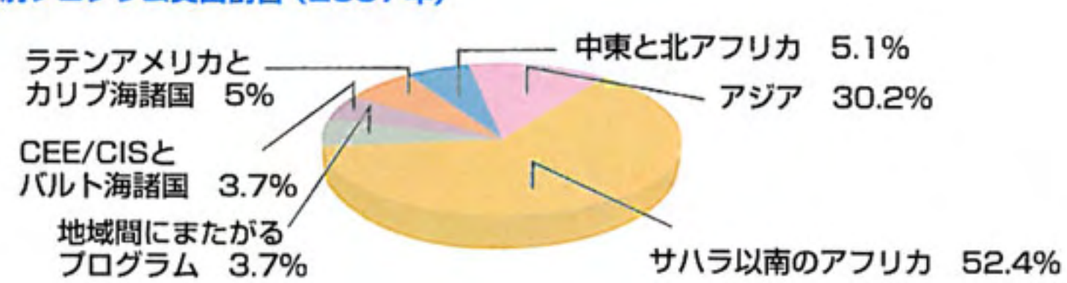

子どもの権利

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、すべての子どもが等しく持っている権利とそれを実現するためにすべきことを定めた54条からなる国際条約です。1989年の国連総会において採択され、1990年9月に*発効しました。2009年3月現在、締約国・地域は193。世界で最も多くの国が賛同し、守ることを約束している条約です。日本は、1994年4月に158番目の国としてこの条約を**批准しました。

*発効とは、約束を守ることを決めた国の数などが一定の基準に達し、取り決めが国際的法律として力を持つようになることです。

**批准とは、国が条約を守り従うための必要な国内法の改正などを準備したうえで行う、条約に拘束されるという正式な意思表示をいいます。

「子どもの権利条約」の4つの柱

エジプトでポリオ予防のワクチンを受ける子ども

生存　生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、すこやかに成長する権利を持っています。病気やけがをしたら、適切な治療を受けられなければなりません。

保護　守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

地雷で足を失い、義足をつけるアフガニスタンの男の子

小学校の休み時間に歌い踊るマラウイの子どもたち

発達　育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じることが守られることも、自分らしく成長するためにとても重要です。

参加　参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

2002年国連安全保障理事会で武力紛争が子どもに与える影響について証言するリベリア代表の男の子

2つの「選択議定書」

子どもの権利条約には、2つの「選択議定書」がつくられています。「選択議定書」とは、ある条約に新たな内容を追加したり補強したりするときに作られる文書で、条約と同じ効力を持ちます。両選択議定書とも2000年の国連総会で採択されました。

©UNICEF/HQ01-0435/Claudio Versiani

■「子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する子どもの権利条約の選択議定書」

（2002年1月発効。2006年12月現在、締約国・地域数113）

子どもの売買や性的搾取の禁止をより強化しています。日本は、2005年1月に90番目の締約国としてこの議定書を批准しました。

©UNICEF/HQ98-0494/Giacomo Pirozzi

■「武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書」

（2002年2月発効。2006年12月現在、締約国・地域数110）

18歳未満の子どもが戦闘に関与することを禁じています。日本は、2004年8月に75番目の締約国としてこの議定書を批准しました。

ユニセフを通じて世界の子どもたちをご支援ください！

皆様からの募金は、世界の子どもたちのためのユニセフ活動の大きな支えです。
特定公益増進法人の日本ユニセフ協会への寄付金は、所得税、法人税及び相続税の控除対象となります。

■ 郵便局から…

全国どこの郵便局からでもお振込みいただけます。

募金口座：00190-5-31000
口座名義：財団法人 日本ユニセフ協会

■ お電話から…

クレジットカードによる募金をフリーダイヤルで直接承っております。

フリーダイヤル **0120-88-1052**（ハハ トコニ）

■ インターネットから…

クレジットカード決済による募金を受け付けております。

ホームページ
http://www.unicef.or.jp

■ ユニセフ・マンスリーサポート・プログラムで継続的なご支援を…

銀行や郵便局の口座、またクレジットカードから、毎月ご任意の額を自動引き落としで募金いただけるプログラムです。

■ 募金でできる支援例

皆様の募金で例えば、次のような支援物資を提供できます。

100円で… 下痢による脱水症から子どもの命を守る
経口補水塩 **15袋**

1,000円で… 4～5リットルの水を浄化できる
浄水剤 **793錠**

3,000円で… HIV/エイズ簡易診断キット
35キット

5,000円で… 40人分の学用品と教材が入った「スクール・イン・ア・バッグ」 **1セット**

（1ドル105円として。輸送や配布のための費用は含まれておりません。）

こんな協力方法も

■ グリーティングカード・プロダクツ

ユニセフカードや製品をお求めいただくと、定価の約50%がユニセフの現地活動資金等となります。
お問い合わせ・カタログのご請求は**TEL 03-3590-3030**

＊日本ユニセフ協会ホームページからもお求めいただけます。

■ 外国コイン募金

旅行や出張で使いきれなかった海外のコインや紙幣など日本では換金できない外国の貨幣もユニセフ募金になります。『(財)日本ユニセフ協会 外国コイン係』宛にお送りください。梱包をしっかりと、内容物は「メタル」とお書きください。

＊国内の主要空港の税関検査場(帰国時)や三井住友銀行、日本航空、日本通運、JTB、毎日新聞社(設置されていない支店・支局もあります)にも外国コイン用の募金箱が設置されています。

■ 日本ユニセフ協会会員

日本ユニセフ協会が行う様々な活動を、会費によって支援する協力方法です。会員になってニュースレターや資料を入手して理解を深め、世界の子どもの状況やユニセフと日本ユニセフ協会の活動を知り、できる範囲で行動する機会にしていただくことができます。
会員申込書のご請求は日本ユニセフ協会・団体組織事業部もしくは最寄の道府県支部・友の会へ

ユニセフについてもっと詳しくは…

■ ホームページにアクセスしてください

世界の子どもの状況やユニセフ活動の最新情報を掲載しています。
また、世界子供白書などの資料請求の受け付けや写真パネルやビデオの貸し出しを行っているユニセフ視聴覚ライブラリーの紹介もしております。

ホームページ http://www.unicef.or.jp

■ ユニセフハウスへお越しください

ユニセフハウスには、開発途上国のようすを再現した展示スペースがあります。ユニセフカード&ギフトをお求めいただけるショップもございます。
JR品川駅から徒歩7分。

開館日：
平日及び第2・第4土曜日
午前10時～午後6時

©日本ユニセフ協会

5歳未満児死亡率世界地図

ユニセフとユニセフ国内委員会が活動している国と地域

5歳未満児死亡率

出生1,000人当たりの5歳未満児の死亡数

- とても高い(200人以上)
- 高い(100～199人)
- やや高い(70～99人)
- やや低い(21～69人)
- 低い(20人以下)
- データなし

【世界子供白書2008】

活動している国と地域

例: 国名 ユニセフが子どものための支援活動をしている国と地域

国名 ユニセフ国内委員会が活動している国と地域

国名 ユニセフとユニセフ国内委員会が特に活動していない国と地域

【2009年3月現在】

ユニセフの活動基準

ユニセフは3つの基準から、その国と地域で支援活動を行うかどうか決めています。

1. 5歳未満児死亡率
2. 国民1人あたりの所得
3. 子ども(18歳未満)の人口

ユニセフ本部と地域事務所

現地事務所のほかにユニセフの本部と地域事務所があります。

本部：ニューヨーク/米国・ジュネーブ/スイス
中部・東部ヨーロッパ、独立国家共同体地域事務所：ジュネーブ/スイス
東部・南部アフリカ地域事務所：ナイロビ/ケニア
西部・中部アフリカ地域事務所：アビジャン/コートジボワール
米州とカリブ海諸国地域事務所：パナマ市/パナマ
東アジア太平洋地域事務所：バンコク/タイ
中東と北アフリカ地域事務所：アンマン/ヨルダン
南アジア地域事務所：カトマンズ/ネパール
物資供給センター：コペンハーゲン/デンマーク
そのほかの供給倉庫：ヨハネスブルグ/南アフリカ　ドバイ/アラブ首長国連邦　パナマ市/パナマ
イノチェンティ研究センター：フィレンツェ/イタリア
ブリュッセル事務所：ブリュッセル/ベルギー
東京事務所：東京/日本

※トルコはユニセフ事務所とユニセフ国内委員会の両方があります。

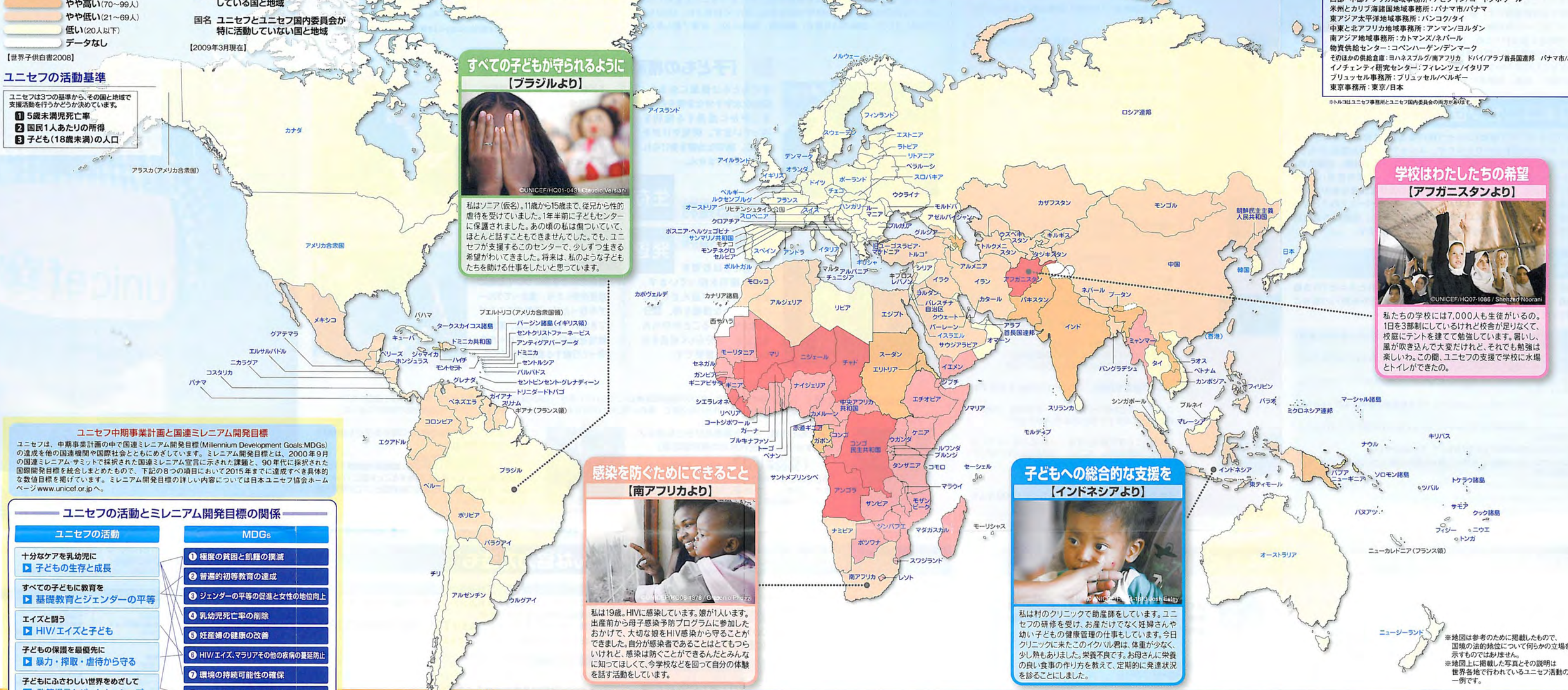

※地図は参考のために掲載したもので、国境の法的地位について何らかの立場を示すものではありません。
※地図上に掲載した写真とその説明は世界各地で行われているユニセフ活動の一例です。

すべての子どもが守られるように【ブラジルより】

私はソニア(仮名)。11歳から15歳まで、従兄から性的虐待を受けていました。1年半前に子どもセンターに保護されました。あの頃の私は傷ついていて、ほとんど話すこともできませんでした。でも、ユニセフが支援するこのセンターで、少しずつ生きる希望がわいてきました。将来は、私のような子どもたちを助ける仕事をしたいと思っています。

学校はわたしたちの希望【アフガニスタンより】

私たちの学校には7,000人も生徒がいるの。1日を3部制にしているけれど校舎が足りなくて、校庭にテントを建てて勉強しています。暑いし、風が吹き込んで大変だけれど、それでも勉強は楽しいわ。この間、ユニセフの支援で学校に水場とトイレができたの。

感染を防ぐためにできること【南アフリカより】

私は19歳。HIVに感染しています。娘が1人います。出産前から母子感染予防プログラムに参加したおかげで、大切な娘をHIV感染から守ることができました。自分が感染者であることはとてもつらいけれど、感染は防ぐことができるんだとみんなに知ってほしくて、今学校などを回って自分の体験を話す活動をしています。

子どもへの総合的な支援を【インドネシアより】

私は村のクリニックで助産師をしています。ユニセフの研修を受け、お産だけでなく妊婦さんや幼い子どもの健康管理の仕事もしています。今日クリニックに来たこのイクバル君は、体重が少なく、少し熱もありました。栄養不良です。お母さんに栄養の良い食事の作り方を教えて、定期的に発達状況を診ることにしました。

ユニセフ中期事業計画と国連ミレニアム開発目標

ユニセフは、中期事業計画の中で国連ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals:MDGs)の達成を他の国連機関や国際社会とともにめざしています。ミレニアム開発目標とは、2000年9月の国連ミレニアム・サミットで採択された国連ミレニアム宣言に示された課題と、90年代に採択された国際開発目標を統合しまとめたもので、下記の8つの項目において2015年までに達成すべき具体的な数値目標を掲げています。ミレニアム開発目標の詳しい内容については日本ユニセフ協会ホームページwww.unicef.or.jpへ。

ユニセフの活動とミレニアム開発目標の関係

ユニセフの活動	MDGs
十分なケアを乳幼児に ▶ 子どもの生存と成長	① 極度の貧困と飢餓の撲滅
すべての子どもに教育を ▶ 基礎教育とジェンダーの平等	② 普遍的初等教育の達成
エイズと闘う ▶ HIV/エイズと子ども	③ ジェンダーの平等の促進と女性の地位向上
子どもの保護を最優先に ▶ 暴力・搾取・虐待から守る	④ 乳幼児死亡率の削除
子どもにふさわしい世界をめざして ▶ 政策提言とパートナーシップ	⑤ 妊産婦の健康の改善
	⑥ HIV/エイズ、マラリアその他の疾病の蔓延防止
	⑦ 環境の持続可能性の確保
	⑧ 開発のためのグローバル・パートナーシップの推進

子どもたちのための ユニセフの主な活動

ユニセフは世界の子どもたちが生存し、健やかに成長できるよう他の国際機関、政府、NGOなどと協力しながら次の5つの特に重要な活動分野において、中期事業計画(2006年-2013年)をたてて活動しています。

1 十分なケアを乳幼児に

～子どもの生存と成長～

世界で5歳の誕生日を迎えることなく亡くなる子どもは年間920万人。その原因の多くは、安全な水やワクチンがあれば、適切なケアを受けられていれば防ぐことができるものです。
ユニセフは、すべての子どもが乳幼児期に十分なケアを受け、守られ、より良い人生のスタートを切ることができるよう、予防接種の普及、安全な水や衛生的な環境の確保、母乳育児の推進、栄養改善など、総合的な支援をおこなっています。

■ 表1　5歳未満児の主な死亡原因　<出展：子どもたちのための前進2007>

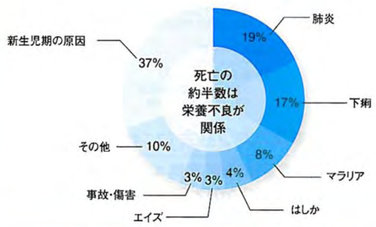

2 すべての子どもに教育を

～基礎教育とジェンダーの平等～

貧困などのために学校に通うことができない子どもは9,300万人。その半数以上は女の子です。教育の機会は、子どもがその能力を十分に伸ばしながら成長し、社会に参加し、またその次の世代を健やかに育てていく基礎になります。ユニセフは、男の子も女の子も平等に学ぶ機会を得、質の高い教育を受けられるよう、学習資材の提供、学校施設の整備、教員へのトレーニングなどを支援しています。

■ 表2　学校に通っていない子どもの数　<出展：子どもたちのための前進2007>

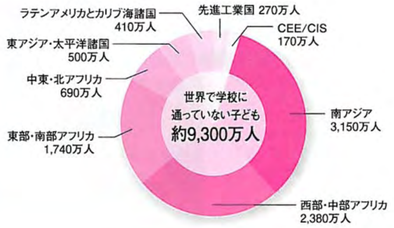

3 エイズと闘う

～HIV/エイズと子ども～

2007年だけでエイズにより命を落とした子ども(15歳未満)は29万人、いまも210万人の子どもがHIVと共に生きています。エイズで親を亡くした1,500万人以上の子どもたちは、貧困、差別、感染の恐怖に直面しています。ユニセフは、①母子感染の予防、②若者間の予防教育の推進、③エイズによって親をなくした子どもへのケア、そして④感染している子どもへの治療とサポートを大きな柱に、支援活動をおこなっています。

■ 表3　抗レトロウイルス療法が必要な子どものうち、治療を受けている子どもの割合

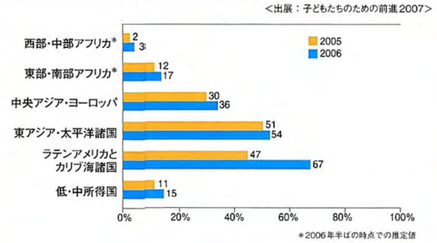

4 子どもの保護を最優先に

～暴力、搾取、虐待から守る～

極度の貧困や紛争などによって安全な生活環境を失った子どもたちは、搾取的な労働や人身売買、暴力の危険にさらされます。いまも、1億2,600万人の子どもが厳しい労働を強いられ、また、出生登録されていない多くの子どもたちは、教育や保健など必要な社会サービスから取り残されています。ユニセフは、特に厳しい状況にある子どもの保護と、すべての子どもが家庭や社会で、また法的にも守られる環境作りを支援しています。

■ 表4　2006年に生まれた子どものうち出生登録されていない数

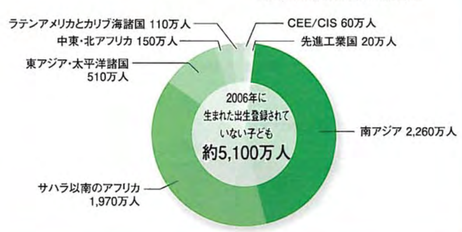

5 子どもにふさわしい世界を目指して

～政策提言(アドボカシー)とパートナーシップ～

すべての子どもの権利が守られる社会を目指して、各国の社会政策、経済政策の最優先事項に子どもの福祉が据えられ、子どもや女性のためのサービスに十分な予算が確保されるよう、ユニセフは各国政府や国連機関などとのパートナーシップを促進しています。また、子どもに関わる重要な意思決定への子どもの参加を支援しています。

緊急支援活動

地震、津波、洪水、干ばつ…といった自然災害、そして武力紛争。こうした緊急事態において子どもたちは病気や栄養不良、そして暴力の危険にさらされます。子どもの生命を守り、安全な環境を確保するため、ユニセフは直ちにテント、毛布、水など、生活に必要な物資や医薬品の提供、学校の再開、「Child Friendly Space」の設置などの緊急支援をおこないます。

ミャンマー・サイクロン被災地に立てられたテントの学校